

製造・修理委託に関わる業務委託契約で 生じやすいトラブル回避の基本とポイント

《開催要領》

●日 時● 2016年2月5日(金) 13:00~17:00
●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 アサミ経営法律事務所 代表弁護士 浅見 隆行 氏

講師紹介

早稲田大学卒業。2000年弁護士登録。会社法、商事法一般を中心に、危機管理、コンプライアンス、知的財産、広報など企業法務全般に精力的に取り組み、各社の指導、裁判、講演等に活躍中。「リスクマネジメント危機管理の基本と実務」「危機管理広報の基本と実践」など危機管理分野に関する研修、論文が多い。実務直結の実践的指導には定評がある。中島経営法律事務所パートナーを経て、2009年1月に現事務所を開設し、現在に至る。

《開催にあたって》

会社の業務が増えるにつれ、製造など自社業務の一部を社外に委託することが増えています。業務委託の増加とともに、委託者と受託者間でのトラブルも増加しています。また、委託先を海外企業としたことによるトラブルも発生しています。そこで、トラブルが発生しないようにするために、またトラブルが発生してしまった後に速やかに収束させるためには、契約に、トラブルの発生とその後の処理を想定した条項を盛り込んでおくことが必要です。

今回は、製造・修理委託の分野に限定して、発生しやすいトラブル、そのトラブルに対処するための契約内容のポイントを解説いたします。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
*申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格32,000円) 一般 37,800円(本体価格35,000円)

151631-0303(※) 製造・修理委託に関わる業務委託契約で生じやすいトラブル回避の基本			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

2/5
(金)

13:00

I 業務委託契約の性質

1. 業務委託の現場~なぜトラブルが生じやすいのか
2. 業務委託契約の法的性質
 - (1) 請負契約
 - (2) 委任契約
 - (3) 労働者派遣契約

II 業務委託契約でトラブルが生じやすい内容と各ポイント

1. 契約の目的・内容と、適用する契約法の明確化
2. 委託する業務の特定と「報酬」の範囲
 - ①受発注に関わる委託者と受託者の認識の差
 - ②追加要求する業務内容と、追加報酬の要否
 - ③委託業務の「完成」と「未完成」
 - ④委託料の支払い額と支払時期
3. 委託業務の要求水準
 - ①品質保持基準
 - ②品質保持のための工場検査に関わる問題
4. 秘密保持と知的財産の帰属
 - ①製造のもとになる知的財産を委託者側が保有している場合
 - ②製造に関わる技術を受託者側が保有している場合
 - ③製造工程で新たに発生した知的財産権の帰属と出願
5. 契約期間
 - ①継続的契約と解約
 - ②債務不履行解除
6. 損害賠償
 - ①「損害」についての誤解
 - ②損害賠償請求と立証の困難さ

III その他のよくあるトラブルと留意点

1. 下請法に関する留意点
2. 海外企業への業務委託
 - ①海外企業の管理監督
 - ②海外企業・従業員による秘密情報の流出
 - ③海外企業との問題解決の難しさ

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

※講師と同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。